

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日がとる)

## 鳥取県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年二月一日	柴田皮膚科医院	鳥取市二階町一丁目一五番地	皮膚科、泌尿器科、性病科	柴田英太郎

## 鳥取県告示第百二十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診 療 科 名	廃 止 年 月 日
柴田 医院	鳥取市掛出町一五番地	皮膚科、泌尿器科、性病科、外科	昭和四十四年一月三十一日

## ◆公安告示

風俗営業等取締法による聴聞の実施

土地改良区の役員の就退任の届出  
土地改良区の役員の住所変更の届出  
土地の用途廃止

肥料の登録の有効期間の更新  
肥料の登録の受理  
肥料の登録の設定  
土地改良事業計画等の認可  
土地改良事業の認可

## 鳥取県告示第百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十二年政令第八十七号 第二条の規定により告示する。  
昭和四十四年二月十八日

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	鳥取市古市一五〇	登録の年月日
河内光男	鳥医一四一三	昭和四十四年一月三十一日

### 鳥取県告示第百二十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥国医一、四一三	河内光男	昭和四十四年一月三十一日

鳥取県告示第百二十三号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用表
鳥取生協病院	鳥取市市川端一	内科、外科	鳥取勤労者医療生活協同組合	昭和四十四年一月二十六日	乙表点数表
福本 薬局	鳥取市東品治一	福本 政徳	山崎季治	二月一日	
遠藤全快堂薬局	米子市茶町三	遠藤 主税	"	十三日	

### 鳥取県告示第百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日	申出の受理年月日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大山	全国	昭和四十四年一月十六日
岸本歯科医院	鳥取市本町二丁目二八	"	二十七日

### 鳥取県告示第百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に

00831

基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成 分 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四二号	大栄水稻一号 複合肥料 甘藷複合	アンモニア性窒素 く溶性りん酸 うち水溶性りん酸 水溶性加里 窒素全量 うちアンモニア性窒素 りん酸全量 うち水溶性りん酸 カリ全量	東伯郡大栄町由良宿五 六一 大栄町農業協同組合 組合長理事 茂住正 倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯江義博
鳥取県 第三四三号		一〇・〇 一〇・二 五・〇 一一・二 三・〇 一〇・三 一〇・二 三・〇 一〇・一	一〇・二 一〇・二 一〇・一 倉吉市越殿町一四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯江義博

## 鳥取県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年八月二十日付けで八頭郡佐治村大字津野百八十三番地谷口正治ほか二十一人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（佐治、河原地区農林漁業用財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月十八日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

佐治村役場及び河原町役場

## 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石破二朗

登録番号	肥料の名称	保証成 分 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名

鳥取県 第三六六号	若 苗 複合肥料	アンモニア性窒素 可溶性りん酸	八・二 六・七	倉吉市越殿町一四〇八番地 倉吉市農業協同組合
		うち水溶性りん酸 組合長理事 磯江義博	五・五 五・五	組合長理事 磯江義博

## 鳥取県告示第百二十八号

昭和四十四年一月二十八日、付けで倉吉市耳六百四番地三原登ほか十九人

の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第百三十一号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（奥渡地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第百二十九号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（安井地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年二月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

任期満了に伴い退任

理 事	西 尾 善 一	鳥取市金沢
監 事	石 上 勉	
澤 中 岸 強	綱 川 定 春	
田 前 田 勇 治	四 宮 正	
竜 中 岸 強		
吉		

## 就任した役員の氏名及び住所

## 久米ヶ原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

鳥取市金沢三三九

四八の一

一三〇

一三三の一

六二の三

四五七

一二四

死亡に伴い退任  
退任した役員の氏名及び住所

理 事 中川秀義

監 事 池本良信

倉吉市上福田

東伯郡大栄町大字東高尾

理 事	山 田 清 次	鳥取市金沢三三九
監 事	石 上 政 正	四八の一
有 田 貢	西 本 雅 男	一三〇
	卓 一 郎	一三三の一
		六二の三
		四五七
		一二四

就任した役員の氏名及び住所  
千代土地改良区

鳥取市向国安二三二番地

菖蒲二八九番地

下味野六五四番地

理 事	横 山 常 藏
監 事	前 島 熊 太 郎

理 事	山 根 一
監 事	"

就任 任期二年

十一日就任 任期四年

宇野山土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事	上 川 義 勝
監 事	東伯郡羽合町大字宇野

辞職により退任

昭和四十三年十月十三日臨時総代会において再選挙の結果当選し十月二十一日就任 任期四年

昭和四十三年十月十三日臨時総代会において再選挙の結果当選し十月二十九日就任 任期昭和四十四年一月二十日まで

## 鳥取県告示第百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十五項の規定

理 事	安 田 正 信
監 事	門 脇 靖

理 事	米 川 土 地 改 良 区
監 事	"

就任した役員の氏名及び住所  
米川土地改良区米子市大篠津町一一三一  
富益町三六三七

理 事	長 田 義 人	倉吉市横田
監 事	小 谷 欣 之 輔	"
	小 谷 寿 男	国府
	"	下米積
	"	国府

に基づき、次のとおり米子市南部土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市榎原一四三三番地

一四三三番地の二

変更前

"

福市八七六番地

変更後

"

八七五番地

変更前

"

石井七八三番地

変更後

"

七八二番地

変更前

"

二八五番地

変更後

"

七五三番地

鳥取県告示第百三十四号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月十二日から用途廃止した。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町神原字村屋敷 三九番地先から  
四〇番地先まで

一五九・〇六

堤塘敷

場

面

(平方  
メートル)

用

途

鳥取県告示第百三十五号  
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月十二日から用途廃止した。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市青木字宮ノ前上、一五八の三番地先から  
一七三の六番地先まで

一三〇・八三

道路敷

面

(平方  
メートル)

用

途

場

面

(平方  
メートル)

用

途

米子市青木字宮ノ前上、一五八の三番地先から  
一五八の八番地先まで

六三・四九

道路敷

面

(平方  
メートル)

用

途

場

面

(平方  
メートル)

用

途

場	所	面 (平方 メートル)	用 途
鳥取市滝山字越シ塚上四三八番地先	五・九四	六〇・〇八	道路敷
四三四の二番地先から	四・九・六四	四・九・六四	道路敷
四五九番地先まで	"	"	"
四三六の三番地先から	"	"	"
四二六の五番地先まで	"	"	"

四二三の五番地先

二・八六

00835

7 昭和44年2月18日 火曜日

## 鳥 取 県 公 報

第4012号 (第三種郵便物認可)

## 公 安 委 員 会 告 示

## 鳥取県公安委員会告示第九号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

## 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十四年二月二十七日 午前十一時から

米子市糀町一丁目一五一 米子警察署

## 二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市朝日町四七 山 岩 平

境港市東本町八九 藤 井 田 下

境港市佐斐神町一一五二 弘 梅 昭

明 子 野 子